

議案第7号

みよし市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、宣誓書への署名等を廃止するため必要があるからである。

みよし市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

みよし市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（平成21年三好町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、市長の面前において」を削り、「に署名して」を「を市長に提出して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに委員となった者は、別記様式による宣誓書を<u>市長に提出して</u>からでなければ、その職務を行ってはない。</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに委員となった者は、<u>市長の面前において</u>、別記様式による宣誓書に<u>署名して</u>からでなければ、その職務を行ってはない。</p>